新型コロナウィルス感染症に関する生活クラブ生協・長野の対応方針

新型コロナウィルスの感染拡大が続く中、生活クラブ生協・長野では組合員、職員、関係者の安全の確 保と、組合員の生活に必要不可欠である消費材の共同購入事業を継続するため、2月26日(水)に対策会 議を立ち上げて以降、様々な対策をとってきました。

長野県の状況は、4月に国の緊急事態宣言を受け、長野県の緊急事態措置(外出の自粛、圏域をまたい だ移動自粛の要請、公共施設の使用停止、食事提供施設の営業時間の短縮等の要請)が発表されました。 5月に国の緊急事態宣言が解除され、6/1以降の長野県としての対応ロードマップが決定され、新しい 生活様式を取り入れながら、段階的に経済活動を再会していくことが示されました。

緊急事態宣言は解除されましたが、現在も状況を注視した上で対応を継続していきます。今後、状況が 変わり次第、対応方法をこちらのページにて随時お知らせします。

2020 年 7 月 2 日現在の対応について (新型コロナウィルス対策会議【第7報】)

1. 会議の開催について

会場収容人数 50%以内の規模とし、下記の感染予防対策を講じて実施します。

2. イベントの開催について

参加者(組合員、ゲスト)が特定できる30人程度の規模で、会場収容人数50%以内の、3密とな らないイベントについては感染予防策を講じた上で実施します。

飲食をメインとする料理講習会は引き続き自粛し、簡単な試食までとします。

(感染予防策)

- ①健康管理に注意し参加名簿を記録する。
- ②会場収容人数の50%以下になるよう来場者数に注意する。
- ③人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空ける。
- ④会話をする際はマスクを着用し、可能な限り真正面を避ける。
- ⑤こまめな換気、手洗い・消毒を実施する。
- ⑥重症化リスクの高い人はできる限り参加を見合わす、会う際は体調管理に厳守する。
- ⑦飲食(昼食)について

料理は個々に、対面ではなく横並びで座る、料理に集中、おしゃべりは控えめに

- ⑧参加は強制しない。
- 3. 対策期間は8/1~当面とし、状況を見て都度判断します。
- 4. 配達・業務に関して、7/2より熱中症対策として、人との対面時以外はマスク着用を解除します。

(生活クラブ生協・長野の対応経過 概略掲載)

- ●2/26 対策会議設置 【第一報】
 - ①イベントは3月末まで自粛。飲食を伴う行事については3月末まで中止。
 - ②支部大会は一律で中止する対応は行わず、開催時間を極力最小限にとどめ、参加者を限定し、参加者 への手洗い・咳エチケットの推奨、アルコール消毒液の設置、風邪の症状のある方への不参加依頼を徹

底。また、通常の通りの開催が困難な場合書面議決にて対応。

- ●3/11 対策会議【第二報】
 - ①対応期間を4月末まで延長。②イベント・学習会・会議等は6つの判断基準を持って開催を決める。
 - ③BCP事業所の感染拡大防止策の徹底。(職員のマスク着用、毎日の検温実施、手洗いを徹底。職場・施設の拭取り清掃を1日1回以上実施)
- ●4/2 対策会議【第三報】
 - ①対策期間を5月末まで延長 ②春の展示会は中止し、6~7月に事業対策を検討する。
 - ③感染拡大予防策の補強
 - ・ 職員で罹患者(おそれ)が発生した場合の対応フローを確認。
 - 万が一事業所・職員で罹患者が発生した場合でも、職員間で濃厚接触・感染拡大が起きない日常対策 の徹底。(マスク着用義務と配送車輌のアルコール清掃を補強)
 - 事業所で罹患者が発生した時の消毒作業と物流対応の確認。
 - 対応方針組合員ニュース発行
- 〇4/7 罹患者発生時の対応訓練実施(発熱の連絡を受けた際の上長指示の訓練、罹患者が発生時の消毒 作業の訓練の実施)
- ●4/9 対策会議【第四報】
 - ①対策期間を6月末まで延長 ②生産者交流会関係は親生会の判断で6月末まで中止。
 - ③小学校休校による出勤に影響のでる職員への対応(可能な部署は在宅勤務を認める。休業した職員に 「新型コロナ対応休暇」を付与)
- 〇4/23 組合員で罹患者が発生した際の留意事項の業務連絡(①個人情報保護の徹底②問い合わせに対する正しい情報伝達③消毒作業の相談受付)
- ●5/13 対策会議【第5報】
 - ①総代会の開催は書面議決を主として、必要最低限の実出席者で、本最短時間での開催。
 - ②7/17(金)の支部三役研修は開催規模から中止。
- ●6/18 対策会議【第6報】
 - ①7/1~会議について、参加者が特定できる組合員に限定した20人程度の会議は対策を講じ開催可。
 - ②イベントは7月末までは自粛。飲食を伴うイベントは7月末まで中止し延期を検討。